

野沢温泉村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用
に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野沢温泉村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年野沢温泉村条例第16号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、過疎地域における固定資産税課税免除申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号の規定による確定申告書の写し及び確定申告書に添付した減価償却資産の明細書の写し
- (2) 課税免除の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得価格を明らかにする書類
- (3) 事業計画
- (4) 生産工程説明書
- (5) 機械、装置等の用途説明書
- (6) 旅館業の場合は、旅館業の経営許可証の写し及び食品営業許可証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 課税免除の適用を受けている者が2年度以降に課税免除の申請をする場合は、過疎地域における固定資産税課税免除申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所得税法第2条第1項第37号又は法人税法第2条第31号の規定による確定申告書の写し及び確定申告書に添付した減価償却資産の明細書の写し
- (2) 実績概要書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(課税免除の決定通知)

第3条 村長は、前条の申請書を受理したときは、審査のうえ処分を決定し、過疎

地域における固定資産税課税免除可否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第4条 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、次の各号に掲げる理由が生じたときは、遅滞なく、当該各号に定める書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る事業を変更したとき 過疎地域における固定資産税の課税免除事業変更届（様式第4号）
- (2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止したとき 過疎地域における固定資産税の課税免除事業休止（廃止）届（様式第5号）

（課税免除の取消し通知）

第5条 村長は、条例第4条の規定により固定資産税の課税免除を取り消した場合には、過疎地域における固定資産税課税免除取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業承継の届出）

第6条 条例第5条に規定する事業の承継があったときは、過疎地域における固定資産税課税免除承継届（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。